

令和7年度

東広島市下水道事業

板城地区農業集落排水処理施設非常用発電設備ほか改築工事
仕様書

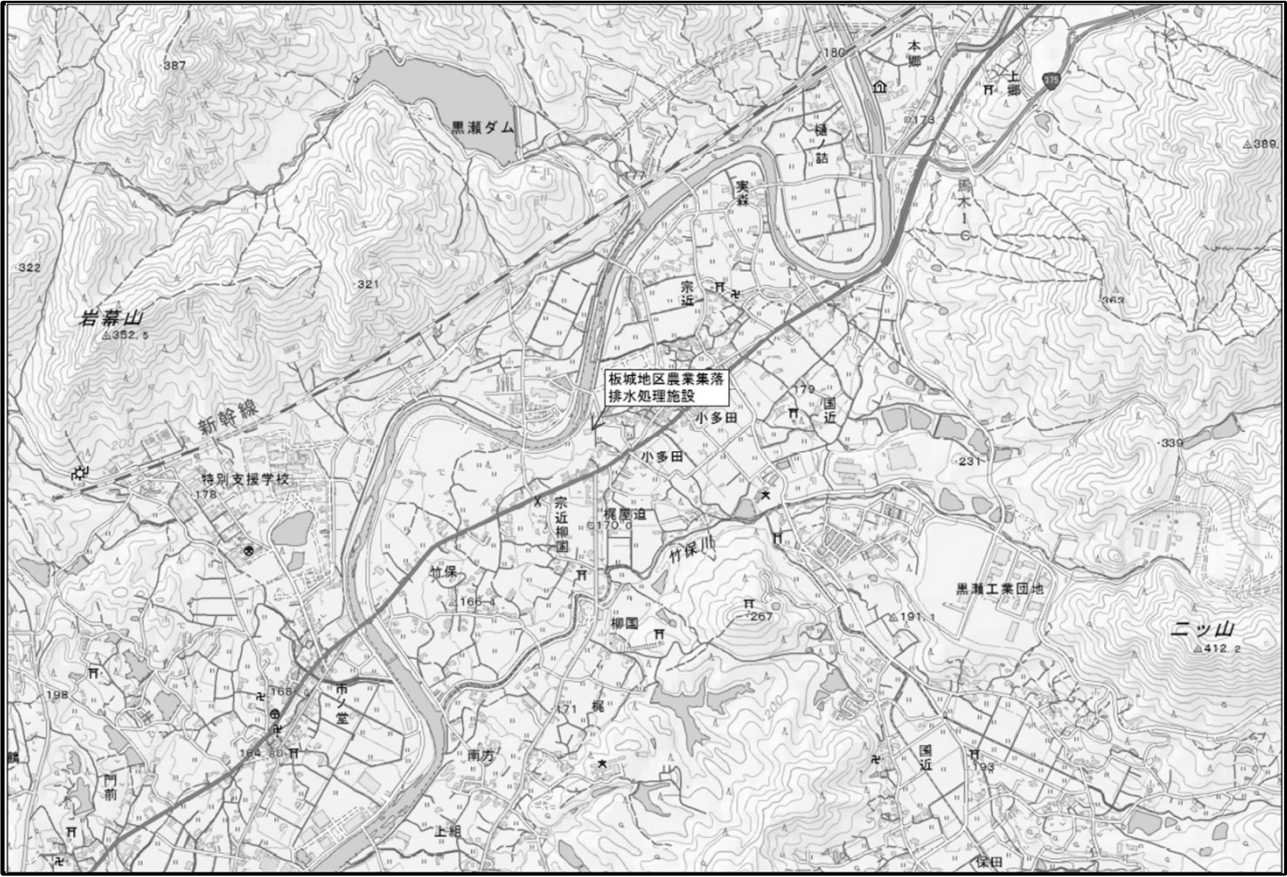
施 工 場 所 東広島市黒瀬町宗近柳国

東広島市

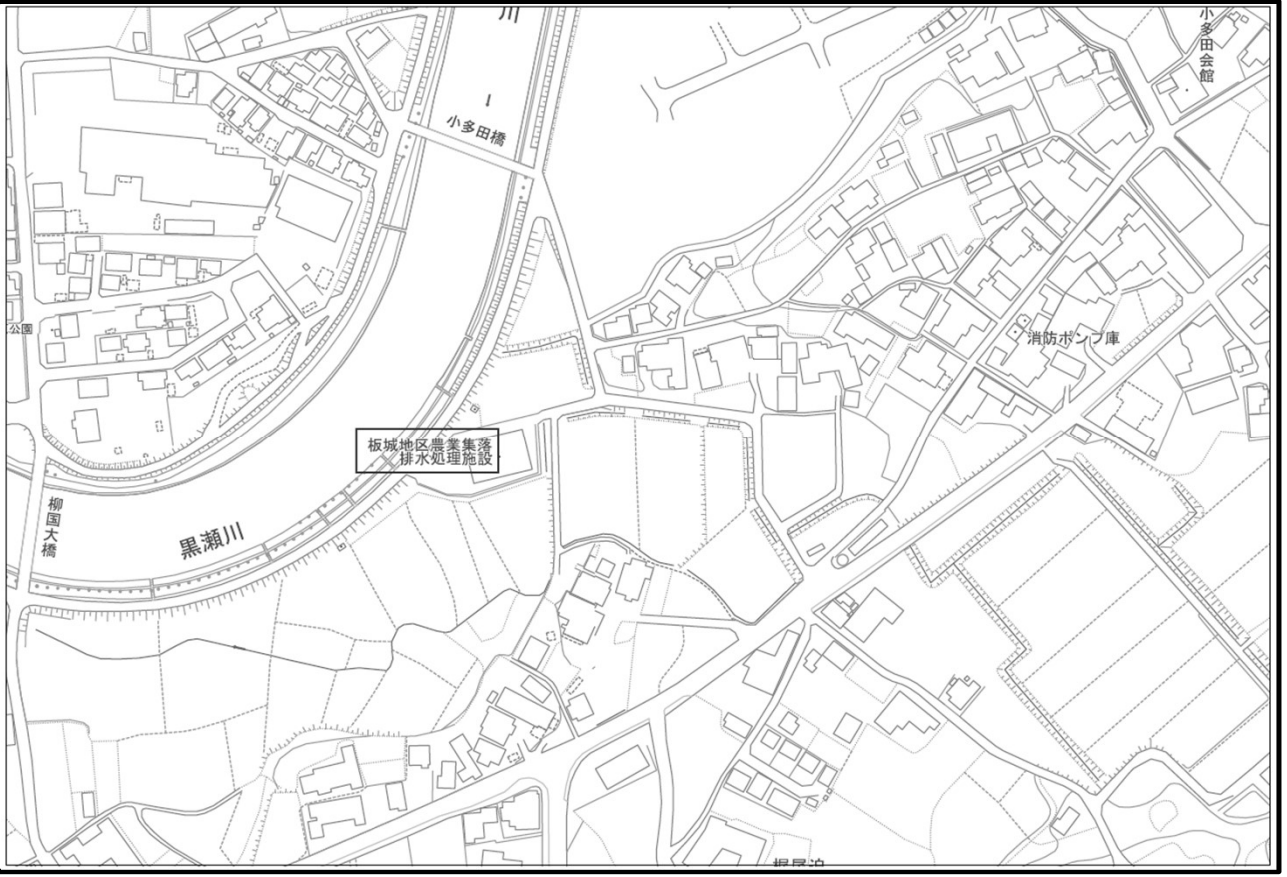
令和7年度 東広島市下水道事業
板城地区農業集落排水処理施設非常用発電設備ほか改築工事

位 置 図

広 域 図



詳 細 図



特記仕様書

(板城地区農業集落排水処理施設非常用発電設備ほか改築工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 現場作業終期日
5. 履行報告
6. 官公庁等への手続き等
7. 工事中情報共有システム（発注者指定型）
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10. 法定外の労災保険の付保
11. 週休2日適用工事等
12. 建設副産物の取り扱いについて
13. 数量の増減について
14. 週報の提出

第2章 工事材料

1. 下水道用資器材

第3章 施工条件

1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員
 - (2) 換気設備
 - (3) 架空線の防護管に要する費用について
2. 仮設備
 - (1) 仮設電力設備
3. 盛土・埋戻土
 - (1) 流用土(工事内流用)
4. 建設副産物
 - (1) 建設発生土(搬出)（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地）
 - (2) コンクリート殻（有筋）(搬出)
 - (3) アスファルト殻(搬出)
5. その他
 - (1) 部分使用
 - (2) 舗装切断時に発生する汚泥について

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等
4. 槽内清掃

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-25第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の

40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
 - 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の28日前までに、現場作業を終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版」第1編1-1-1-22第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面（写し）を提出するものとし、更新手続き（許可内容が同じもの）の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 工事中情報共有システム（発注者指定型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（発注者指定型）である。
- (2) 工事中情報共有システムの利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushishutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結してい

るものとする。

11. 週休2日適用工事等

本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（最新版）」又は「東広島市週休2日適用工事等実施要領（農林工事）（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「検査課HP＞施工関連資料＞週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

12. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適

正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

13. 数量の増減について

各種数量（舗装工、掘削工等）については、現場状況、施工状況及び関係者との協議等により増減を行う必要が生じる場合があるため、監督職員の指示により施工すること。

14. 週報の提出

週の初めに、先週の施工実績と今週の予定を記載した週報を提出し、適切に工程管理すること。なお、提出方法は電子メールでも可とし、提出部数は1部とする。

第2章 工事材料

1. 下水道用資器材

下水道資器材のうち、公益社団法人日本下水道協会認定の下水道用資器材を使用する場合は、外観および数量確認を除いて、他の確認は省略することが出来る。

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から4日間(2人/日)を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

(2) 換気設備

内容 槽内等、硫化水素等が派生する恐れのある場所での施工にあたっては酸素濃度等の測定及び換気設備の設置等、十分な安全対策を講じること。

(3) 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

2. 仮設備

(1) 仮設電力設備

工事期間中、不足の事態に備え当該施設の電力をバックアップできる体制をとること。

発電機は発注者所有のものを使用可能だが、その他については監督職員と別途協議すること。

3. 盛土・埋戻土

(1) 流用土(工事内流用)

本工事の施工により発生する土のうち、 25m³(地山土量) については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

4. 建設副産物

(1) 建設発生土(搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積))

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。

ただし、災害復旧工事において、市が公募により決定した「災害発生土民間受入先」と受入について土質や搬出スケジュール等の協議が整えば、搬出先を「災害発生土民間受入先」に変更する場合がある。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

(名称) 黒瀬資源再利用センター株式会社

(所在地) 東広島市黒瀬町大多田字大十田302-52

(運搬距離) 7.0 km

(2) コンクリート殻(有筋)(搬出)

当該工事により発生するコンクリート殻(有筋)は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 12.1 km を見込んでいる。

(3) アスファルト殻(搬出)

当該工事により発生するアスファルト殻は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 2.4 k m を見込んでいる。

5. その他

(1) 部分使用

各設備の試運転調整完了後、随時部分的に使用したいので使用できる状態とすること。

(2) 舗装切断時に発生する汚泥について

本工事の舗装切断時に発生する廃棄物の運搬及び処分費は見込んでいないが、協議により設計変更の対象とする。なお、協議に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出するものとし、本工事での処理数量が明確でない場合は変更対象としない。

また、実施数量は次の計算式又はマニフェストに記載の数量の少ない方で契約変更するものとする。

排水量 $V=0.023 \times t \times L$ （ t ：舗装厚（m）、 L ：切断延長（m））

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和6年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 槽内清掃

ポンプ据付工において、放流ポンプを設置する放流ポンプ槽（2）槽内の高圧洗浄費用を見込んでいる。

特記仕様書（諸経費の積算）

本工事の積算は、電気設備工事、機械設備工事、土木工事各々の積算基準に基づき算出しており、諸経費についても、電気設備工事、機械設備工事、土木工事各々の積算基準に基づき算出しそれを合冊したものである。

板城地区農業集落排水処理施設
非常用発電設備ほか改築工事

工事特記仕様書

東広島市下水道部下水道施設課

第 1 章 総 則

板城地区農業集落排水処理施設非常用発電設備ほか改築工事の施工に当たっては、広島県「土木工事等共通仕様書」を主とし、（社）公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるほか、この工事特記仕様書によるものとする。

第 2 章 工事の内容

1. 目 的

この工事は、東広島市下水道事業 板城地区の一環として、板城地区農業集落排水処理施設の設備を整備するものである。

なお、本工事は施設を供用しながらの改築工事である。

2. 工事場所

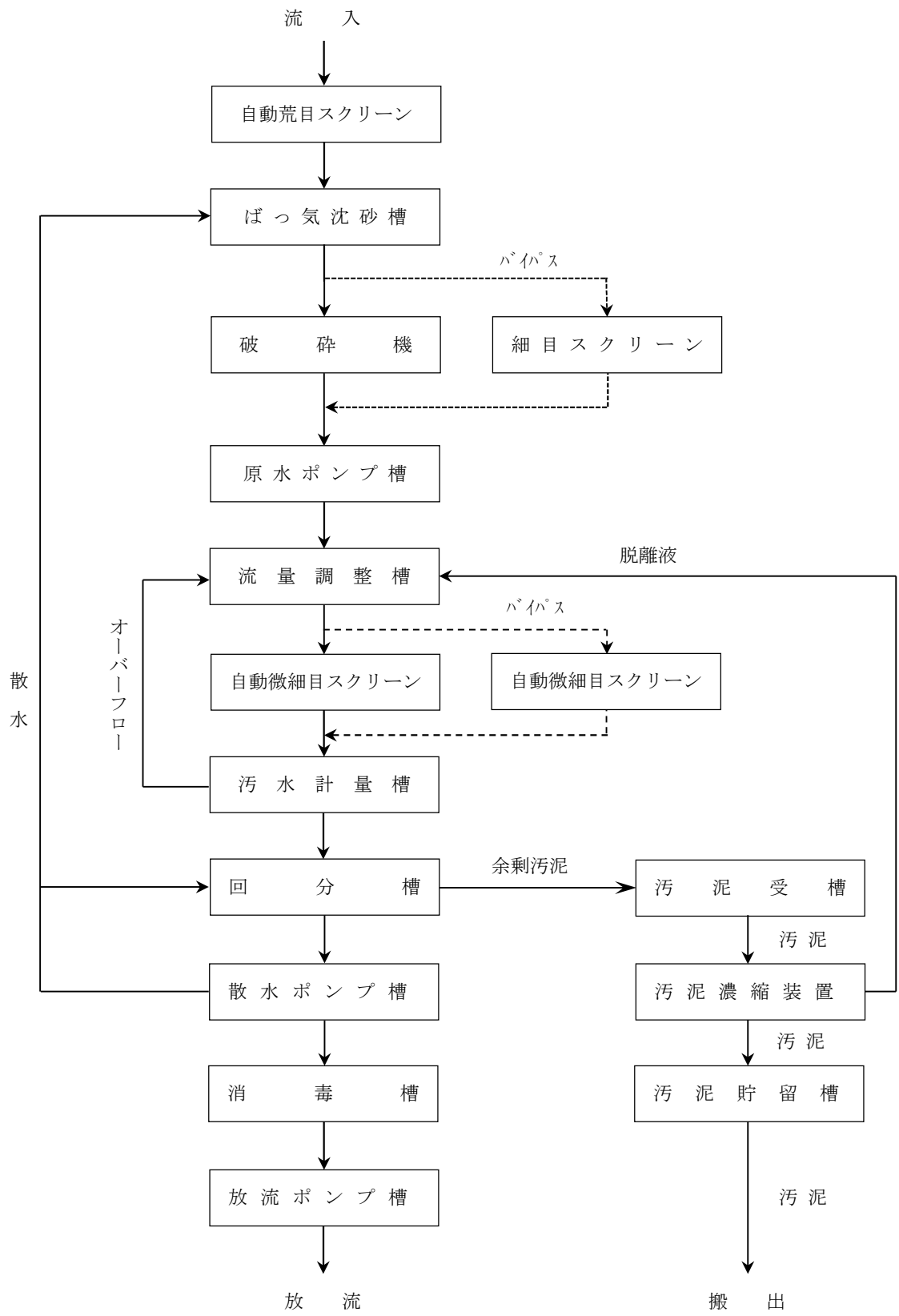
東広島市黒瀬町宗近柳国 板城地区農業集落排水処理施設

3. 汚水処理施設の計画概要

- ・ 処理対象汚水 生活排水（し尿及び生活雑排水）
- ・ 計画処理対象人口 1, 9 2 0 人
- ・ 計画汚水量 5 1 9 m³/日（日平均汚水量）
- ・ 計画水質

項 目	流入水質	処理水質
B O D	200mg/ℓ	10mg/ℓ
S S	100mg/ℓ	15mg/ℓ
- ・ 型式 J A R U S - X Ⅱ₆型
- ・ 処理方式 回分式活性汚泥方式

4. 処理工程



5. 工事範囲

板城地区農業集落排水処理施設の内、次に示すものを工事範囲とする。

機械設備工事	一式（ポンプ設備、ほか）
電気設備工事	一式（非常用発電設備、制御盤類、ほか）
土木一式工事	一式（放流非常用埋設管）

第3章 処理性能の確保

1. 処理性能の確保

- ・ 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。
この場合、受注者は、第2章第3項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。
- ・ 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造、機械設備等について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 工期

本工事の工期には、検査期間としての14日間を見込んでいる。

第5章 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出するものとする。

受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出するものとする。

第6章 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員に確認の上、受注時は契約締結の日から10日以内に、登録内容の変更時は変更契約締結の日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

第7章 施工条件

1. 工程制限

大雨で流入水が増えた等の自然現象により作業に制限が発生する可能性がある。

2. 部分使用

別紙、「特記仕様書 第3章 施工条件 5.その他」のとおり

第8章 現場条件

1. 関連工事

該当無し

2. 第三者に対する措置

該当なし

3. 施設の運転

本工事は、施設を供用しながらの改築工事である。よって、施設の管理業者及び清掃業者との連絡を密にし、供用に支障をきたさないように注意しなければならない。

第9章 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

本工事は、施設を供用しながらの改築工事であるので、施設自体の運転費用は発注者の負担とする。

第10章 工事用材料

1. 機械・電気設備工事

- (1) 機械・電気設備の製造に用いる材料又は部品は、すべて次の規格・規準に適合したものでなければならない。

日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、し尿浄化槽構造基準、その他関係法令等

- (2) 機械・電気設備のうち工場で製作するものについては、製作図面を作成し監督職員の承諾を得て製作するものとする。

- (3) 原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。

第11章 機械設備の仕様

第1項 原水非常用ポンプ（新設）

1. 使用目的

本装置は、原水ポンプ槽内に設置し、槽内水位の異常上昇時に後段の流量調整槽に汚水を移送することにより、溢水防止を図るために設置するものである。

2. 仕様

- (1) 型 式：水中渦流式汚水汚物ポンプ（ボルテックス）
- (2) 数 量：1 台
- (3) 口 径：φ 100mm
- (4) 揚 水 量：1.04m³/分（時間最大汚水量）
- (5) 全 揚 程：7.0m
- (6) 電 動 機：乾式水中型誘導電動機 絶縁 E 種以上
3.70kw 以下（3φ 200V 60Hz 4 極 直入れ始動）

3. 主要部材質

- (1) ケーシング・羽根車：FC200（同等以上）
- (2) シャフト：SUS420J2 又は SUS403（同等以上）

4. 付属品

- (1) 吐出しフランジ：FC200（同等以上） 1 式
- (2) 相フランジ：FC200（同等以上） 1 式（ボルト・ナット・フランジ付き）
- (3) 吊上用チェーン：SUS304（同等以上） 1 式
- (4) フック：SUS304（同等以上） 1 式
- (5) 水中ケーブル

5. 塗装

塗装：防食塗装（メーカー標準）

6. 試験・検査

製造メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書及びミルシートを提出する。

7. 特記事項

- (1) 軸封部は、ダブルメカニカルシールを使用し、中間には軸封油を密閉した構造とする。
- (2) 回転部重量及び水カスラストは、電動機の軸受で支持することを原則とする。
- (3) 原則、槽内への汚水流入がある中での施工となるため工具等の落下防止対策を適宜講ずること。
- (4) 原水非常用ポンプ故障時の引上げ用に吊りフックを設置する。吊上げ時は配管の一部も併せて引上げることが可能な設計荷重とすること。

第 2 項 放流非常用ポンプ（新設）

1. 使用目的

本装置は、放流ポンプ槽第二室内に設置し、槽内水位の異常上昇時に処理水を放流水域に圧送するために設置するものである。

2. 仕様

- (1)型 式：水中渦流式汚水汚物ポンプ（ボルテックス）
(2)数 量：1 台
(3)口 径：φ 100mm
(4)揚 水 量：0.818m³/分（時間最大汚水量）
(5)全 揚 程：9.0m
(6)電 動 機：乾式水中型誘導電動機 絶縁 E 種以上
3.70kw 以下（3φ 200V 60Hz 4 極 直入れ始動）

3. 主要部材質

- (1)ケーシング・羽根車：FC200（同等以上）
(2)シャフト：SUS420J2 又は SUS403（同等以上）

4. 付属品

- (1)着脱装置：FC200（同等以上） 1 式
(2)基礎ボルト：SUS304（同等以上） 1 式
(3)ガイドパイプ：SUS304（同等以上） 1 式
(4)ガイドホルダー：SUS304（同等以上） 1 式
(5)吊上用チェーン：SUS304（同等以上） 1 式
(6)フック：SUS304（同等以上） 1 式
(7)吸込ノズル：SUS304（同等以上） 1 式
(8)水中ケーブル

5. 塗装

塗装：防食塗装（メーカー標準）

6. 試験・検査

製造メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書及びミルシートを提出する。

7. 特記事項

- (1)軸封部は、ダブルメカニカルシールを使用し、中間には軸封油を密閉した構造とする。
(2)回転部重量及び水カスラストは、電動機の軸受で支持することを原則とする。
(3)水槽底部のピットとポンプ架台との取り合いに注意すること。
(4)放流ポンプ槽第二室内は、汚泥が堆積しているため据付時は槽内清掃を行う。
槽内は酸素欠乏危険場所に該当するため、入室時は十分換気し有資格者がガス検知器で換気完了を確認すること。
(5)ポンプをピット内に設置するため、ポンプ用架台を製作・設置し、架台に着脱装置を設置する計画としている。

第 1 2 章 電気設備の仕様

第 1 項 原水非常用ポンプ制御盤（新設）

1. 使用目的

本装置は、前処理室に設置し、原水ポンプ槽に設置する原水非常用ポンプの運転制御を行うために設置するものである。

2. 仕様

- (1) 型 式：屋内鋼板製壁掛形
- (2) 面 数：1 面
- (3) 寸 法：設計図を参照し、承諾図により決定する。
- (4) 制 御 内 容：設計図を参照し、展開接続図等の承諾図により決定する。

第2項 放流非常用ポンプ制御盤（新設）

1. 使用目的

本装置は、処理室に設置し、放流ポンプ槽第二室（汚泥循環槽）に設置する放流非常用ポンプの運転制御を行うために設置するものである。

2. 仕様

- (1) 型 式：屋内鋼板製壁掛形
- (2) 面 数：1 面
- (3) 寸 法：設計図を参照し、承諾図により決定する。
- (4) 制 御 内 容：設計図を参照し、展開接続図等の承諾図により決定する。

第3項 非常用発電設備

1. 使用目的

本設備は、停電時に処理施設の冠水防止を主目的として、次の負荷に電源を供給する設備である。

商用電源と発電機電源との切り替えは自動で行い、非常用発電機は自動動作・自動復帰を行うものとする。

(1) 対象負荷

1) 自動荒目スクリーン	0.025kw×1 台
2) 破砕機	0.20 kw×1 台
3) 原水ポンプ	3.70 kw×2 台
4) 上澄水排出装置	0.40 kw×2 台
5) 放流ポンプ	3.70 kw×2 台
6) 前処理室給気ファン	0.25 kw×1 台
7) 前処理室排気ファン	0.13 kw×1 台
8) 消毒室給気ファン	0.13 kw×1 台
9) 消毒室排気ファン	0.13 kw×1 台
10) コンセント盤	0.55 kw×1 台
11) 原水非常用ポンプ	3.70 kw×1 台
12) 原水仮設ポンプ	0.75 kw×2 台
13) 放流非常用ポンプ	3.70 kw×1 台
14) 放流仮設ポンプ	3.70 kw×1 台
15) 電灯分電盤	9.545kVA

2. 設備構成

① 非常用発電機	1 台
② 発電機排風キャンバス	1 式
③ 燃料小出し槽	1 台
④ 電源切替分岐盤	1 面

3. 詳細仕様

① 非常用発電機

1) 型 式 低騒音パッケージ形（長時間形）

2) 機器構成

a) 発電機

型 式	開放保護形三相交流発電機（全閉形でも可）
容 量	50kVA 以上
電 圧	220V
周 波 数	60Hz
回転速度	3,600min ⁻¹ 以下

b) 原動機（ディーゼルエンジン）

型 式	4 サイクル水冷直列式ディーゼル機関
出 力	49.96kw 以上
回転速度	3,600min ⁻¹ 以下
冷却方式	ラジエータ冷却方式
潤滑方式	強制潤滑方式
使用燃料	軽油
始動方式	電気始動式

c) パッケージ

パッケージ機側騒音 85dB（低騒音タイプ）

d) その他構成機器

始動及び制御用蓄電池，充電器，消音器，制御盤

e) 付属品・予備品

ランプ，ヒューズ等 1 式

その他必要なもの 1 式

f) 規格

NEGA（日本内燃力発電設備協会）認定品

g) その他事項

- ・ 操作面及び反操作面は共に扉型とし維持管理が容易にできる構造とすること。
- ・ 電源切替は電源切替分岐盤で行い、燃料タンクは別置きとする。

② 発電機排風キャンバス

1) 型 式 両サイドフランジ付き不燃布（外面ロックウール巻）

本機材は、発電機ラジエータからの排風を建屋のガラリまで送風するものである。よって、内面は高温となるが外面は人が接触しても熱くない構造と

すること。

本機材の寸法形状は、発電機及び既存ガラリ形状と整合したものとする。

③ 燃料小出し槽

- | | |
|----------|---|
| 1) タンク仕様 | メーカー標準 |
| 2) タンク容量 | 950ℓ |
| 3) 油の種類 | 軽油 |
| 4) 架台 | メーカー標準 |
| 5) 付属品 | 液面計，ウィングポンプ，給油ホース，梯子，給油口（蓋付） |
| 6) その他事項 | 給油口・送油口・返油口・排油口・通気口・梯子等の取付位置は，タンクの据付位置に適合させること。 |

④ 電源切替分岐盤

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1) 型式 | 屋内鋼板製壁掛形 |
| 2) 面数 | 1面 |
| 3) 寸法 | 設計図を参照し、承認図により決定する。 |
| 4) 制御内容 | 設計図を参照し、展開接続図等の承諾図により決定する。 |

第4項 計装設備

1. 使用目的

本設備は、施設の監視，操作に必要な水位を計測するため設置する。

2. 設備構成

- | | |
|-------------|----|
| ① 浮き子転倒式水位計 | 1式 |
|-------------|----|

3. 詳細仕様

① 浮き子転倒式水位計

- | | |
|-----------|--|
| 1) 用途 | 各種水槽の水位測定 |
| 2) 出力信号 | 接点出力 |
| 3) 材質 | フロート 硬質塩ビ，アクリル樹脂
接液部 塩ビ，SUS304 |
| 4) 付属品 | 専用ケーブル，その他必要なもの |
| 5) 対象液体比重 | 0.95～1.10 |
| 6) 検出水位 | 原水非常用ポンプ 1点（起動水位）
放流非常用ポンプ 1点（起動水位） |

第13章 施工

1. 機械・電気設備工事

- (1) 機械設備は、全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ等の汎用製品についてはこの限りでない。

塗装の仕様は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるものとする。

- (2) 機械・電気設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知するとともに疑義を正し、詳細に内容を把握した上で処理施設の性能が十分発揮できるように行わなければならない。
- (3) バルブ類をねじ込み式で布設する場合には、ニップル・ユニオン等を用いて、バルブ類の脱着可能な布設方法をとることとする。

2. 維持管理

当該処理施設の維持管理は、保守点検業者により行うものとしている。

したがって、受注者は、処理施設がこれら維持管理の実態に対応し、かつ、安全なものとなるよう努めなければならない。

第14章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、第1章に示す共通仕様書によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)」（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会）に準拠し施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- (1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。
埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- (2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。
- (3) 写真はカラー撮影、サービス版を原則とし、写真帳はA4版とする。

第15章 通水試運転等

1. 工事の完了に伴い、各装置の試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等のないことを確認しなければならない。
3. 試運転は、あらかじめ監督職員と協議して作成した通水試運転等要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人員を配置しなければならない。
5. 試運転には、監督職員の立会を求めなければならない。

第16章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

(1) 完成図書

- ①工事完成図
 - ②各機械設備の設計諸元及び納入仕様、購入先調書、カタログ等
 - ③各機器の検査試験成績表(工場検査試験、現地検査試験)
 - ④施工管理記録
 - ⑤各種計算書(容量、構造、耐震等)
 - ⑥運転操作に関する説明書
 - ⑦機器取扱説明書
 - ⑧工事請負契約書(写)
 - ⑨官公庁手続書類
 - ⑩組織表(アフターサービス)
- (2) 工事の出来形図(竣工図)、工事施工図
- (3) 工事記録写真帳
- (4) 電子成果品(工事完成図書、工事完成図(竣工図、施工図)、工事記録写真)
- (5) その他監督職員の指示するもの

第17章 官公庁等への手続等

受注者は、関係諸官庁及び電力会社に対する一切の手続きを行なうと共に、常に密接な連絡を保ち電気使用開始にあたって支障のないようにしなければならない。

これに要する費用は受注者の負担とする。

第18章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書に明示されていない施工条件について予期することが出来ない特別な状態が生じた場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- ・ 基礎の地質
- ・ 掘削土の土質
- ・ 排水量
- ・ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- ・ 土捨場等及び運搬道路

第19章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事数量総括表

費目・工種明細など		規格1・規格2	単 位		数 量	備 考
工事費						
機器単体費（製作）						レベル1
機器単体費			式		1	レベル2
機器単体費（製作）						レベル1
機器単体費			式		1	レベル2
非常用発電機ほか据付工			式		1	レベル1
工場製作機器運搬			式		1	レベル2
撤去工			式		1	レベル2
スクラップ運搬・控除			式		1	レベル2
据付工			式		1	レベル2
電気設備工			式		1	レベル2
燃料小出し槽廻り配管工			式		1	レベル2
排煙ダクト工			式		1	レベル2
開口閉塞工			式		1	レベル2
防油堤設置工			式		1	レベル2
発電機基礎工			式		1	レベル2
雑工			式		1	レベル2
ポンプ制御盤ほか据付工			式		1	レベル1

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位		数 量	備 考
工場製作機器運搬		式		1	レベル2
電気設備据付工		式		1	レベル2
製作工事価格（製作のみ）					
製作工事価格（支給、移設含まず）					
直接工事費					
共通仮設費（率分）					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
技術者間接費					
機器管理費					
機器間接費					
間接工事費					
据付工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
据付工事価格					

工事数量総括表

[illegible]

工事数量総括表

費目・工種明細など		規格1・規格2	単 位		数 量	備 考
工事費						
工場製作工			式		1	レベル1
ポンプ据付工			式		1	レベル1
工場製作機器運搬			式		1	レベル2
撤去工			式		1	レベル2
スクラップ運搬・控除			式		1	レベル2
据付工			式		1	レベル2
付帯工			式		1	レベル2
仮設工			式		1	レベル2
機器費						
直接工事費						
共通仮設費（率分）						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
据付間接費						
据付工事原価						
工事原価						

工事数量総括表

[illegible]

工事数量総括表

費目・工種明細など		規格1・規格2	単 位		数 量	備 考
本工事費						
土木付帯工			式		1	レベル1
試掘工			式		1	レベル2
撤去工			式		1	レベル3
土工			式		1	レベル3
舗装工			式		1	レベル3
撤去工			式		1	レベル2
管路工			式		1	レベル2
管路工			式		1	レベル3
土工			式		1	レベル3
集水枳工			式		1	レベル3
雑工			式		1	レベル3
舗装工			式		1	レベル2
撤去工			式		1	レベル3
仮復旧工			式		1	レベル3
撤去工			式		1	レベル3
本復旧工			式		1	レベル3
外構工			式		1	レベル2

工事数量総括表

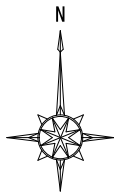
費目・工種明細など		規格 1 ・ 規格 2	単 位		数 量	備 考
場内整備工			式		1	レベル 3
フェンス工			式		1	レベル 3
植栽工			式		1	レベル 3
仮設工			式		1	レベル 1
仮設工			式		1	レベル 2
安全費			式		1	レベル 3
交通誘導警備員B			人		8	レベル 4
直接工事費						
共通仮設費率分額						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費率分						
契約保証費						
一般管理費計						
工事価格計						
消費税相当額計						

工事数量総括表

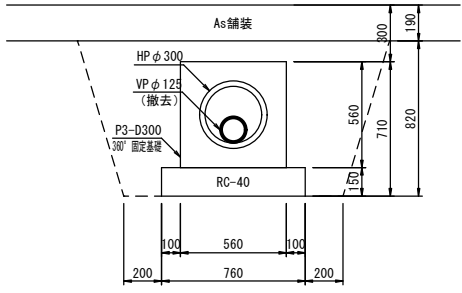
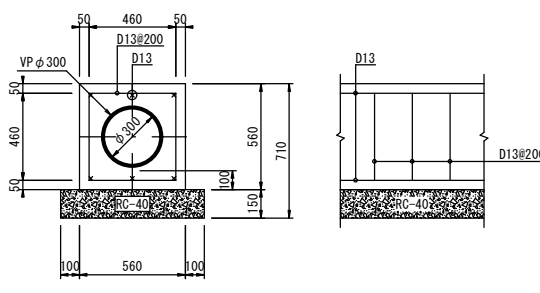
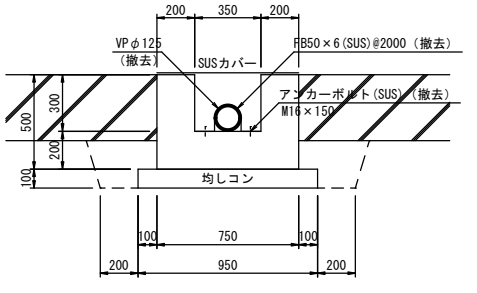
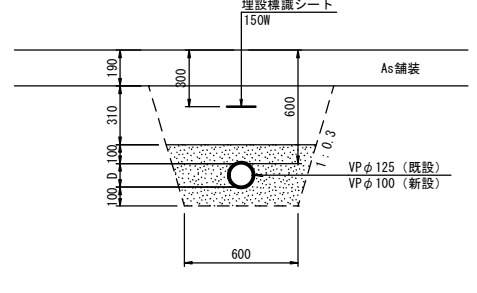
頁 0 - 0003

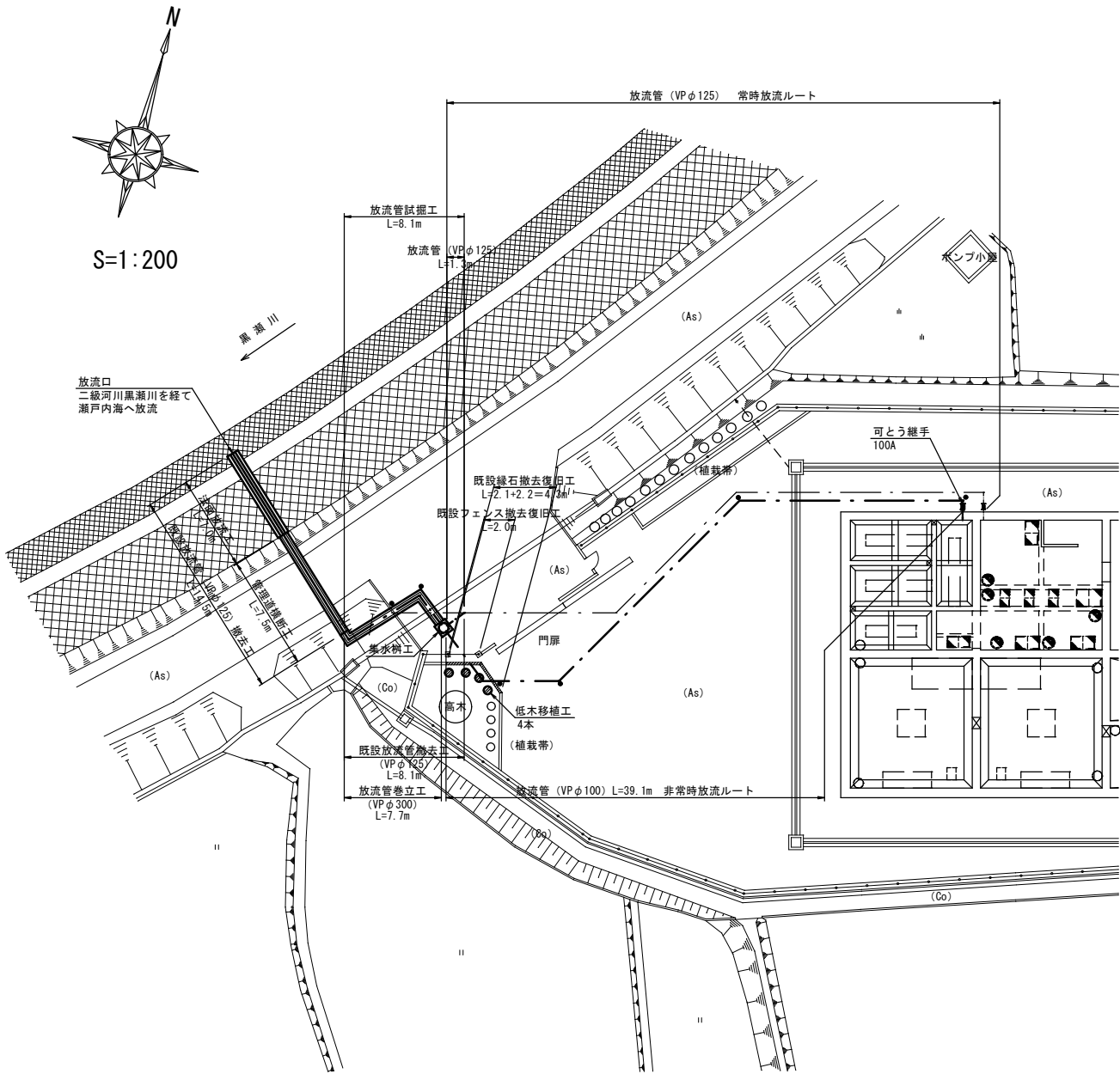
[illegible]

東広島市板城地区全休計画平面図

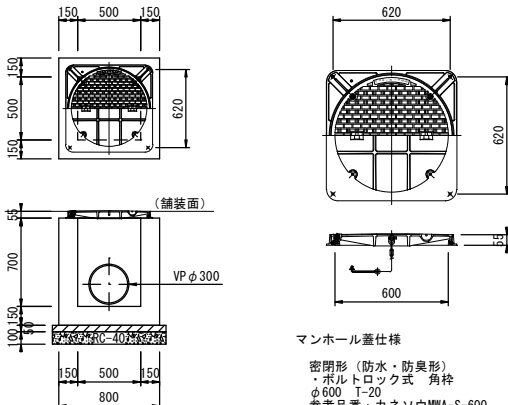


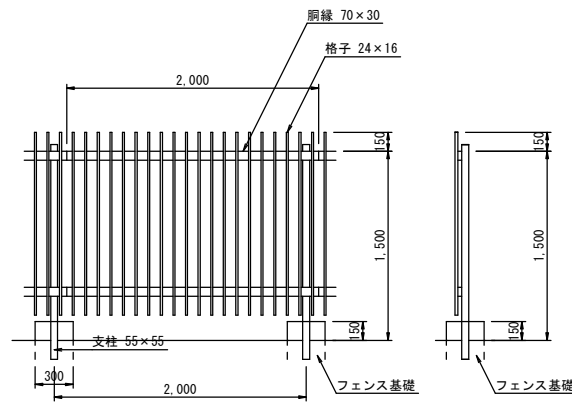
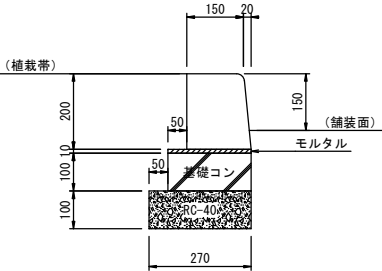
【参考図】			
工事名	板城地区農業集排水処理施設 非常用発電設備ほか改築工事		
図面名	全体計画平面図		
年月日	令和 年 月		
縮尺	S=NON	図面番号	C-1
会社名	広島県土地改良事業団体連合会		
事業主体	東広島市		

											
名称	管理道横断工詳細図	備考	HP φ300 360° コンクリート巻立工 コンクリート：18N/mm2	名称	放流管巻立工詳細図	備考	コンクリート：18-8-40 BB	名称	放流管(地中埋設)標準断面図	備考	
縮小	1/20			縮小	1/20			縮小	1/20		



放流管計画図
S=1:200

							
名称	集水樹工	備考	コンクリート：18-8-40 BB	名称	アスファルト舗装	備考	横断勾配2.0%以上程度
縮小	1/30・20			縮小	1/20		

							
名称	フェンス工	備考	再利用 支柱及びフェンス基礎を除く鋼縁及び格子を 一時撤去し管路工事を施工。 完了後、復旧。	名称	緑石工	備考	再利用 歩車道境界ブロックを一時撤去し管路工事を 施工。完了後、復旧。
縮小	1/20			縮小	1/10		

特記事項

1. 既設法面放流工及び管理道横断工内の放流管VPφ125は撤去する。

2. 管理道横断工から処理場側の既設放流管の位置が不明のため、図に示す範囲を参考に監督員の指示する範囲について試掘を行う。

3. 既設放流管の位置が図に示す位置に比べ大きく相違がある場合は、監督員に立会を求めの指示を受けること。

4. 植栽帯の低木のうち、4本は植栽帯の監督員の指示する場所に移植する。

5. 放流管（非常放流ルート）の曲がり部に埋設管標示釘を設置すること。（図中の◎の箇所）

【参考図】

工 事 名	板城地区農業集落排水処理施設 非常用発電設備ほか改築工事		
図 面 名	放流管計画図		
年 月 日	令和 年 月		
縮 尺	図示	図面番号	0-2
会 社 名	広島県土地改良事業団体連合会		
事業主体	東広島市		

- 特記事項
- 既設法面放流工及び管理道横断工内の放流管VP φ125は撤去する。
 - 管理道横断工から処理場側の既設放流管の位置が不明のため、図に示す範囲を参考に監督員の指示する範囲について試掘を行う。
 - 既設放流管の位置が図に示す位置に比べ大きく相違がある場合は、監督員に立会を求め指示を受けること。
 - 植栽帯の低木のうち、4本は植栽帯の監督員の指示する場所に移植する。
 - 放流管（非常放流ルート）の曲がり部に埋設管標示釘を設置すること。（図中の◎の箇所）